

令和5年3月8日

医薬情報担当者

医療機器営業担当者 各位

横浜市立市民病院 病院長

## 横浜市立市民病院における医薬情報担当者・医療機器営業担当者等の 訪問ルールについて(変更)

当院では、3月1日より訪問ルールを緩和いたします。(3月8日一部変更)  
なお、活動は原則週1回とし、必ず事前にアポイントをお取りください。活動場所・時間については次のとおり制限を設けております。

### 1 活動場所及び時間

#### (1) 管理棟

階	部屋・エリア	活動の可否	活動時間	備考
3	<u>談話スペース、 廊下(一般エリア)</u>	<u>可</u>	午後5～ 午後7時	左記にかかわらず、当院の職員が前もって時間・場所を指定した場合は、当該職員の立会いのもとで入室することができます。
	医局、事務室	不可	—	
2・1	廊下等	不可	—	

#### (2) 診療棟

診療時間外を含め、活動は禁止します。ただし、臨床工学部・検査部・画像診断部・薬剤部については、アポイントメントをお取りいただいた場合、指定された場所・時間に訪問してください。

### 2 注意事項

- 訪問にあたっては必ず事前にアポイントをお取りください。アポイントなしでの訪問、上記以外の場所(外来待合室など)・時間での活動は禁止します。
- 当院で活動する際は、事前に出入業者許可証を申請し、出入業者許可証の交付を受けてください。  
訪問時には、目立つ場所に必ず着用してください。
- 病院内ではマスクの着用及び手指消毒にご協力をお願いします。
- 発熱や咳、咽頭痛などで普段と異なる症状がある方は、訪問をお控えください。
- 院内では、病院という特性を鑑みて、院内秩序の維持に努めるとともに、患者及び面会者に対して迷惑のかかることのないよう細心の注意を払うようにしてください。
- 当院に駐車する場合は、外来駐車場及び管理棟駐車場のみとします。減免はいたしません。
- 上記に違反した場合には、病院での活動を禁止する場合があります。

【担当】総務課庶務係

電話：045-316-4580(代表)